

ⅩⅨ 防災計画

Ⅰ 総則

(1) 目的及び運用

この防災計画は、奈良県立大淀養護学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災・震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とし、奈良県立大淀養護学校職員及び児童・生徒、並びに学校に出入りするすべての者に適用する者とする。

(2) 防火管理者の権限と業務。

防火管理者は教頭とし、次に掲げる業務を行う。

- ・ 消防計画の検討及び変更。
- ・ 消火、通報、避難訓練の計画と実施。
- ・ 建物等の自主点検及び消防用設備等の自主点検の実施と結果の保存。
- ・ 火気の使用、又は取扱いに関する指導監督。
- ・ 収容人員の管理。
- ・ 管理権限者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務。
- ・ 防火管理者は、自主点検、検査の結果を『防火管理台帳』に記録するとともに、消防用設備等の点検結果について年一回消防署に報告する。

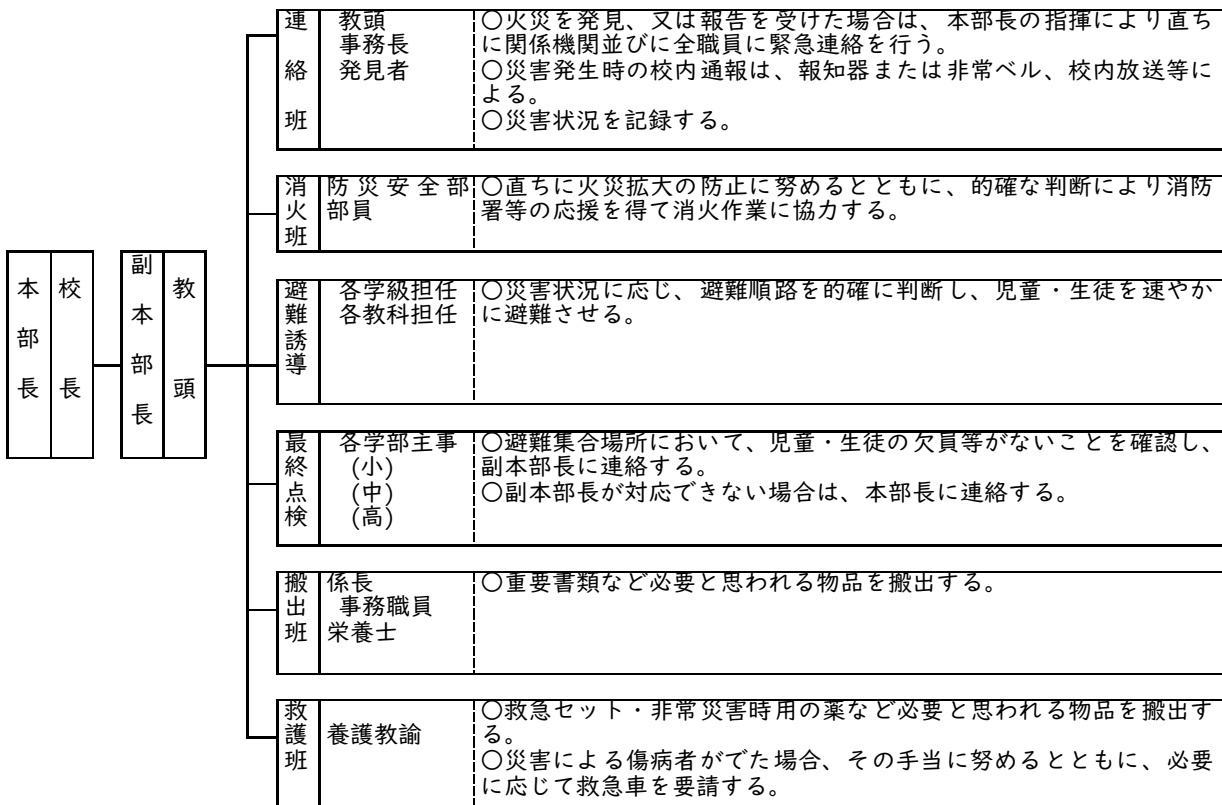
2 安全対策に関する基本方針

(1) 火災・地震・暴風雨等の非常災害に対しては、児童生徒の安全を図り、被害を最小限にとどめるよう万全を期す。また、緊急事態の発生に際しては、緊急体制のもと速やかにその事態の収拾に当たる。

(2) 非常時における処置は、全職員を中心とした的確な指導・掌握により、児童・生徒の安全を第一とする。そのため避難訓練等により、平素から臨機の処置がとれるように心がける。

(3) 「防火活動の手引き」「学校防災対策マニュアル」を参考に、その趣旨の周知徹底について職員の意思統一を図る。

3 災害時の自衛組織



4 火災等の予防管理等について

(1) 予防管理組織

- 防火管理者のもと火元責任者が教室などの各施設や火気使用設備器具等の自主検査を行う。
 - ア、自主検査については、防火管理者が目視検査するほか、使用施設等で防火設備に不備が生じた場合には、その発見者は速やかに防火管理者に報告する。
 - イ、防火管理者は、防火設備に不備が生じた場合、速やかにその改善を行う。
- 各施設の火元責任者及び防火設備設置場所は別紙に記載する。

(2) 建物、火気使用設備器具、防火設備の定期点検について

- 定期点検については業者に委託し、夏・冬の年間2回行う。
 - 委託先 住所 天理市川原城町680
業者名 天理建物管理株式会社 Tel0743-62-3174

(3) 夜間・休日等無人時の対策

- 警備会社に委託
 - 委託先 住所 奈良市高天町38-3
業者名 セコム Tel0747-52-8381(吉野営業所)

5 各種災害への対策

(1) 地震対策

①安全確認

- ・建物、外壁、窓枠、棚等の、倒壊、落下、転倒の有無を確認する。
- ・火気使用設備器具の転倒、移動、落下防止の措置状況及び耐震自動消火装置、燃料の自動停止装置等の作動状況を確認する。
- ・(SB) 安全な場所に停車し、道路状況などの情報を収集する。

②地震時の活動

- ・火災が発生した場合は自衛消防の組織編成により対応する。
- ・自衛消防の本部長は、地震の被害状況を把握し、職員に必要な指示を与える。
- ・広域避難場所は、大淀第一保育所、大淀平畑体育館とする。
- ・(SB) 揺れが収まるまで車内で待機し、児童生徒の対応に当たる。

③上記の安全確認事項を確認した後、児童・生徒の避難誘導に当たる。

(2) 暴風雨等その他の災害対策

- ・災害発生状況を把握し、児童・生徒の安全を確保する。
- ・災害状況に応じて、児童・生徒を帰宅または待機させる。
- ・自衛消防の本部長は、災害状況を確認し、関係機関に連絡する。

(3) 防災動員

- ・勤務時間外の緊急事態発生に際しては、別紙の動員計画に従い動員を行う。

6 教育・訓練

(1) 教育

- ・防災計画の周知徹底。(変更及び改正ごと)
- ・火災防止対策の周知徹底。
- ・火災時、地震時の活動内容の周知徹底。

(2) 実施時期及び方法

- ・自衛消防本部長及び防火管理者は全職員に対し、毎年1学期中に、前項(1)についての教育を実施するとともに、最新の防災計画を配布する。
- ・新規、臨時職員の採用時には、その都度行う。

(3) 避難訓練の実施について

- ・地震、消火、通報、待機、避難誘導に関する訓練を、1学期に実施する。
- ・地震・消火、通報、待機、避難誘導に関する訓練を、2学期に実施する。
- ・消火、通報、避難誘導に関する実施の総合訓練及び自衛消防の編制に基づく各自の任務内容に関する実地の総合訓練を検討する。

(4) 防災に関する教育は、日頃から児童・生徒の安全を第一に行動するよう周知徹底する。

8 地震災害における事業継続計画（BCP）

〈想定〉・学校の建物自体は「健在」 ・人員は通常の教員が出勤 ・ライフライン
 （電力は3日間停止、水道3日間停止、電話は災害時優先回線以外は不通、通信は電力が使用できれば利用可能）

（1） 災害時対応業務

時間	実施する業務				
	平日の10:00	地震発生		平日の8:00	地震発生
発 災 直 後			避難 救護 情報収集	重要物品確保など	
	<ul style="list-style-type: none"> ・火災対応 ・避難誘導 ・閉じ込め者の救出 ・応急救護 ・重要物品の持ち出し（AED・薬など） ・児童生徒の安否確認、声かけ、報告 ・情報収集 ・校内放送や伝令により連絡、情報提供 ・医療機関への連絡、搬送 ・通信手段の確保 ・施設・設備被害状況確認（応急点検） 				<ul style="list-style-type: none"> ・火災対応 ・避難誘導 ・閉じ込め者の救出 ・応急救護 ・重要物品の持ち出し（AED・薬など） （児童生徒の安否確認）声かけ、報告 ・情報収集 ・校内放送や伝令により連絡、情報提供 ・医療機関への連絡、搬送 ・通信手段の確保 ・施設・設備被害状況確認（応急点検）
発 災 当 日	被害状況調査（人・施設・ライフライン・地域）				
	報告・連携		滞在に関わる対応・対策	引き渡し	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・教職員の安否確認、報告 ・教職員の拠点確保 ・不在（校外学習等）の児童生徒の安否確認、報告 ・＜学校業務の継続＞ ・児童生徒の保護者、学校関係者、行政等への連絡 ・保護者への引き渡し ・施設・設備被害状況確認（写真撮影、応急復旧） ・避難所の開設（児童生徒、保護者、地域の障害者など要援護者の受け入れ） ・地域の防災担当部局との連携 ・自家発電の稼働 ・トイレ対策 ・防寒・防暑対策 ・感染症対策 ・食事の手配 ・地域ニーズへの対応 ・問合せ対応 ・情報収集及び発信 ・重要書類（法的な保存が課されている物）確保 ・被害状況の記録 				<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・教職員の安否確認、報告（メールなど） ・教職員の拠点確保 ・児童生徒の保護者への連絡（単通生の所在確認） ・情報収集（バス内の様子など） ・不在（校外学習等）の児童生徒の安否確認、報告 ・バスへの応援、単通生の対応 ・＜学校業務の継続＞ ・児童生徒の保護者、学校関係者、行政等への連絡 ・保護者への引き渡し ・施設・設備被害状況確認（写真撮影、応急復旧） ・避難所の開設（児童生徒、保護者、地域の障害者など要援護者の受け入れ） ・地域の防災担当部局との連携 ・自家発電の稼働 ・トイレ対策 ・防寒・防暑対策 ・感染症対策 ・食事の手配 ・地域ニーズへの対応 ・問合せ対応 ・情報収集及び発信 ・重要書類（保存が課されている物）確保 ・被害状況の記録 	
翌 日 ～ 3 日 後	施設管理 健康管理 など				
	<ul style="list-style-type: none"> ＜発災直後、当日の業務のうち、必要なものを継続＞ ＜学校業務の継続＞ ・教職員の健康管理 ・待機児童生徒の健康管理 ・ボランティアの受け入れ ・衛生管理 ・警備 ・学校関係機関、他の学校等との協力 				<ul style="list-style-type: none"> ＜発災直後、当日の業務のうち、必要なものを継続＞ ＜学校業務の継続＞ ・教職員の健康管理 ・待機児童生徒の健康管理 ・ボランティアの受け入れ ・衛生管理 ・警備 ・学校関係機関、他の学校等との協力
4 日 後 ～	施設管理 健康管理 など				
	<ul style="list-style-type: none"> ＜3日後までの業務のうち、必要なものを継続＞ ＜学校業務の継続＞ ・教職員の健康管理、ローテーション管理 ・情報システムの復旧 ・行政、関係機関などとの情報共有、調整 				<ul style="list-style-type: none"> ＜3日後までの業務のうち、必要なものを継続＞ ＜学校業務の継続＞ ・教職員の健康管理、ローテーション管理 ・情報システムの復旧 ・行政、関係機関などとの情報共有、調整

(2) 学校における優先業務

○事業部門

a 教育活動

授業

- ・ 発災直後は児童生徒の安全確保を最優先とし、中止する。
- 原則として避難所を解散してから、授業を再開する。

b 直接生活介助（身辺介助等）

① 基本的な介助業務 「判断：最優先」

- 食事・補水・排泄など日常動作活動の維持 など
- 更衣、移動 など

② 補助的な業務

- ・ 送迎は緊急対応（医療機関への移送等）に限定。

c 間接生活介助（給食等）

① 基本的な間接生活介助業務

- ・ アレルギー食、きざみ食が必要な場合は、その食事の準備をする。
- ・ ライフラインの停止時は、基本的には備蓄食料を活用する。

② 学校内清潔保持に関する業務

- ・ 学校内清掃
- ・ 廃棄物処理

③ 健康管理等に関する業務

- ・ 栄養管理、健康管理、温度管理、体温測定、血圧測定

d 自立活動（機能訓練等）

e 保健医療関連行為

① 医療管理に関する業務

- ・ 与薬（3日間）

② 衛生管理に関する業務

- ・ 感染症対策

f その他

○管理部門

a 管理業務

b 経理業務

c 施設管理業務

(3) 教育活動再開

- ・ 避難所としての解除の後、教育活動を再開する。
- ・ 児童生徒の家庭生活の状況を把握する。

① Sバス登校が復旧するまで

- ・ 保護者の送迎可能な児童生徒
午前中みの登校
弁当持参があれば、1日登校
- ・ 保護者送迎が無理な場合
家庭訪問、避難所訪問
健康観察、心のケア

② I部コースのSバス送迎が可能

- ・ バス停まで保護者送迎が可能な場合、乗車
弁当持参があれば、1日登校
- ・ 家庭訪問、避難所訪問
健康観察、心のケア、個別の取組
- ・ 給食の実施へ

XX 救急体制

学校管理下で発生した児童生徒の傷病に対しては、適切な処置と速やかな連絡体制が重要である。不慮の事故・急病等に備え、全教職員が救急処置の研修を積み、平素から救急体制について徹底を図る。

1 傷病等の救急に遭遇した時の心得

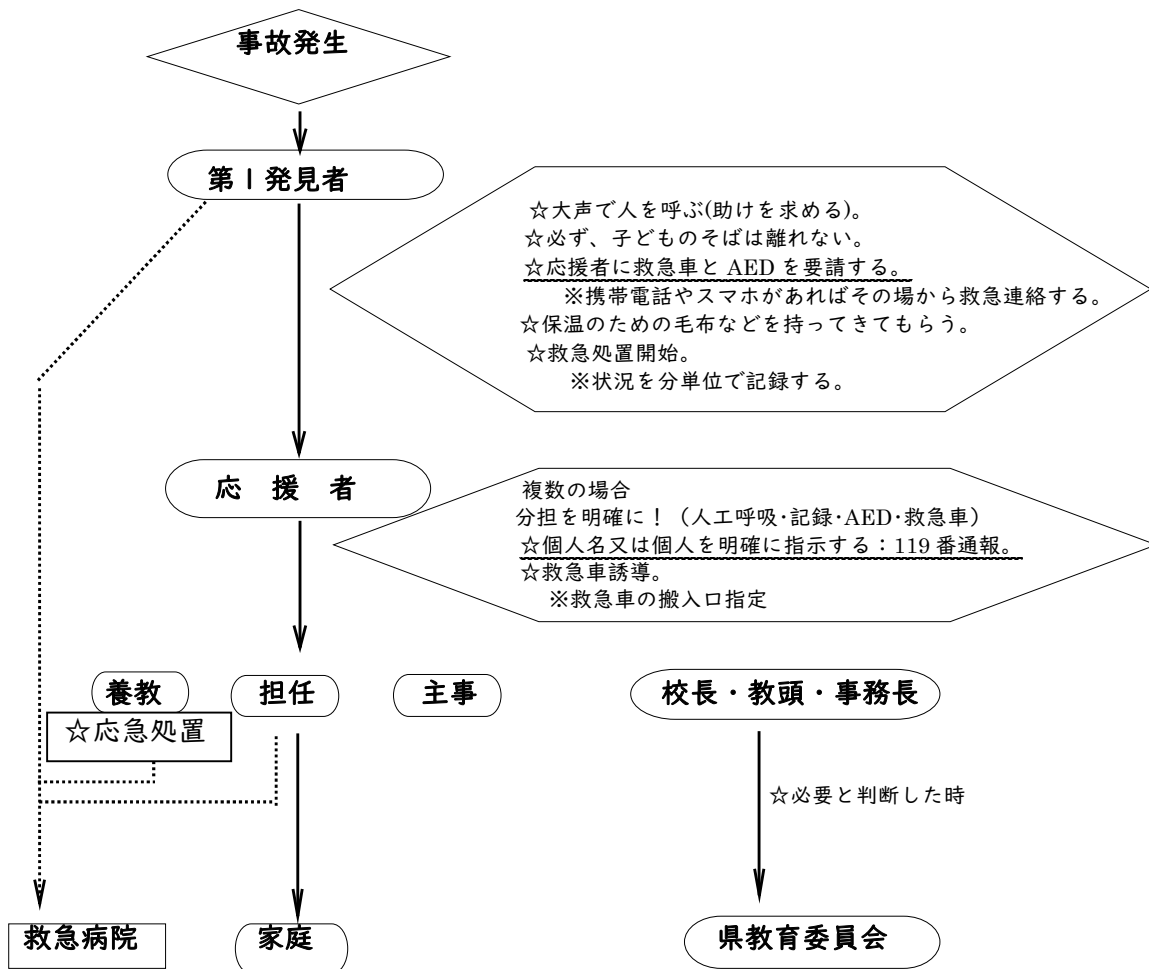
発生時の状況報告
 いつ (時間)
 だれが (人)
 どこで (場所)
 どうなったか
 (けがの程度など)

早期 チェック項目

- ①バイタルサイン
意識確認・呼吸の有無・脈拍数
- ②出血の有無
- ③傷病の程度は、軽度・中度・重度

2 校内で傷病等の救急に遭遇した時の体制

(1) 生命への危険がある時



※119番対応は現場に遭遇した者の判断により電話する。または、要請する。

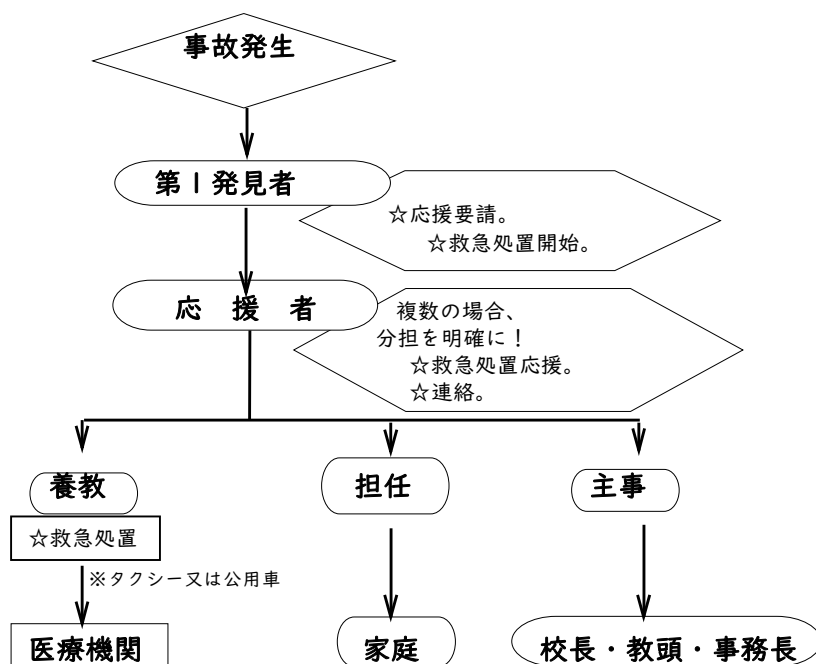
(119番通報を行った者は、要請した者に必ず通報したことを報告する。)

※救急処置は複数名(3～5名)の応援を得て実施する。

※他の児童生徒の安全確保は2名以上の者で場所を移動した所で行う。

※主治医の指導が必要な場合は養護教諭が連絡する。

(2) 生命への危険がない時



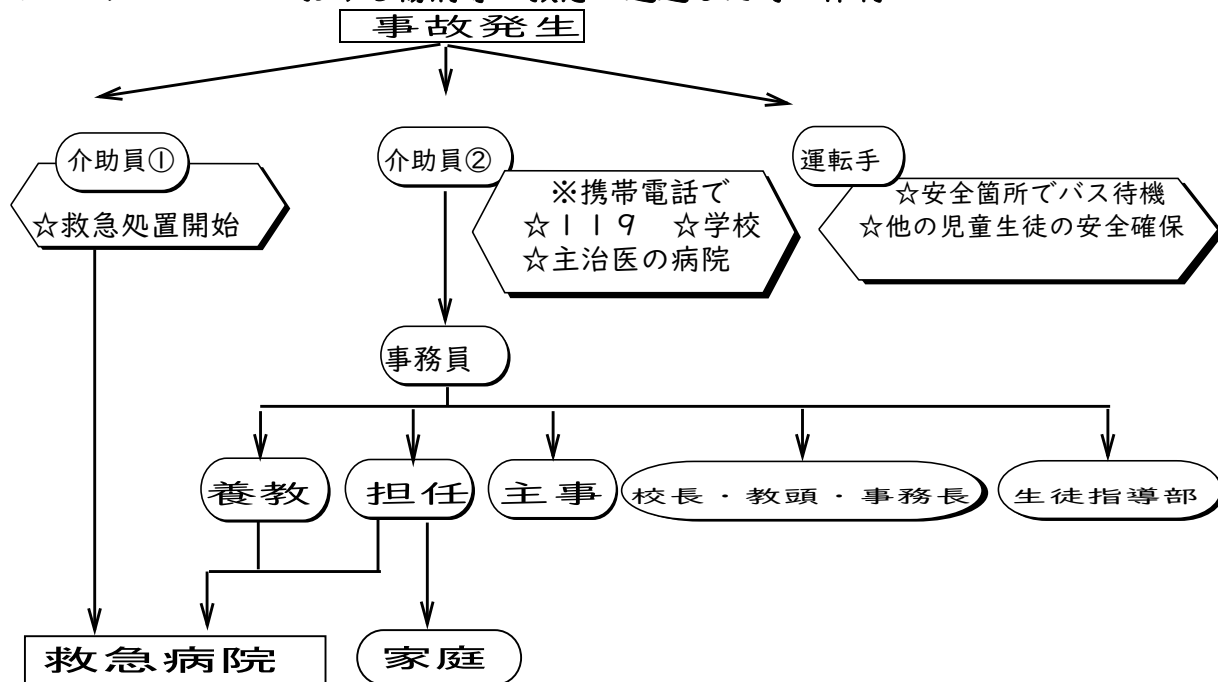
3 校外で傷病等の救急に遭遇した時の体制

遠足・校外学習・修学旅行・校外での体験学習などにおける救急体制

校外で学習の立案時には、必ず救急体制(大規模災害時の対応を含む)を整えておき、その行事に関係する全教職員に周知徹底を行う。

※なお、生命への危機の有無に関わらず、医療機関へ児童生徒を搬送した時は、校内での支援体制を整え、児童生徒の状態や学習先の状況に応じて指示対応をする。

4 スクールバスにおける傷病等の救急に遭遇した時の体制



※発作などの健康状態に配慮を有する児童生徒については、スクールバス連絡会で運転手・介助員に報告を行っておく。

※特別な配慮を有する児童生徒については、緊急時での受け入れ病院のリストを作成しスクールバスに携帯する。